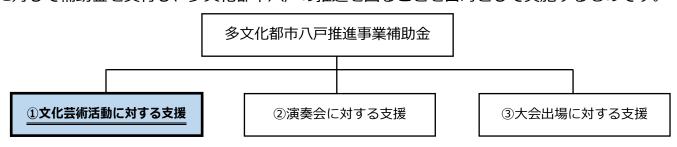
多文化都市八戸推進事業補助金(文化芸術活動に対する支援)募集要項

●多文化都市八戸推進事業補助金とは…?

多様で特色ある市民の自主的な文化活動によるまちの魅力創造を図るため、以下の文化芸術活動に対して補助金を交付し、多文化都市八戸の推進を図ることを目的として実施するものです。



このチラシでは、多文化都市八戸推進事業補助金のうち、①**文化芸術活動に対する支援**についてご案内します。

次の条件を満たす方 (1) 八戸市で先駆的・創造的な文化芸術活動を行う方 例: 八戸市または近隣市町村に住所を有する方 八戸市の素材(地域・風土など)に根差した企画を実施する方 (2) 事業を完遂できる方 (3) 直近3か年分の市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税を滞納していない方 補助対象期間 令和3年4月1日〜令和4年3月31日 補助対象事業	<i>こ</i> のナフシでは、	多文化都市八戸推進事業補助金のうち、 <u>①文化芸術活動に対する支援</u> についてご案内します。
# 棚助対象者		次の条件を満たす方
補助対象者	補助対象者	(1)八戸市で先駆的・創造的な文化芸術活動を行う方
(2) 事業を完遂できる方 (3) 直近3か年分の市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税を滞納していない方 補助対象期間 令和3年4月1日へ令和4年3月31日		例:八戸市または近隣市町村に住所を有する方
(2) 事業を完遂できる方 (3) 直近3か年分の市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税を滞納していない方 補助対象事業		八戸市出身者が関わる文化芸術団体による公演やワークショップ等
(3) 直近3か年分の市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税を滞納していない方補助対象期間 令和3年4月1日~令和4年3月31日 補助対象事業		八戸市の素材(地域・風土など)に根差した企画を実施する方
補助対象事業		(2)事業を完遂できる方
補助対象事業		(3) 直近3か年分の市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税を滞納していない方
#問別対象手業 参加や鑑賞が可能なもの (1) 営利を目的とするもの (2) 政治又は宗教活動を目的とするもの (3) 公序良俗に反するもの (4) 多文化都市八戸推進事業補助金以外に、八戸市から補助金又は助成金等の交付を受けているもの (5) 市民への公開を前提としないもの (6) 同一事業(市長が同一と認める事業を含む。)について、過去3回多文化都市八戸推進事業補助金の交付を受けているもの (1) 外部アーティスト等の出演料 (2) 消耗品購入費、通信運搬費(郵送・運送料等。電話・インターネット・データ通信料等は対象外。)、印刷製本費、機材等賃借料、保険料、広告料など事務費 (3) 著作権使用料 (4) 会場使用料 (5) その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの ※1 対象経費の確認のため実績報告書に領収書を添付して頂きます。 ※2 事業に係る収入がある場合は、その金額を補助対象経費の合計額から差し引いた金額を補助対象経費の合計額とみなします。 ※3 申請者自身や申請団体のメンバーへの出演料・謝礼等は対象外となります。 ※4 令和3年4月1日以降に支払いをした経費が対象となります。(会場使用料を除く) 視察旅費、交際費(土産、祝儀等)、食糧費、備品購入費、手数料、参加者各自に帰属するもの(記念品、記念写真等)、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他交付対象としてふさわしくないと認められるもの対象経費又は100,000円のいずれか低い額 ※算出額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。 ※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が	補助対象期間	令和3年4月1日~令和4年3月31日
#	補助対象事業	八戸市内で展開される先駆的・実験的な内容で創造性にあふれた文化芸術活動で、市民が広く
(2) 政治又は宗教活動を目的とするもの (3) 公序良俗に反するもの (4) 多文化都市八戸推進事業補助金以外に、八戸市から補助金又は助成金等の交付を受けているもの (5) 市民への公開を前提としないもの (6) 同一事業 (市長が同一と認める事業を含む。) について、過去3回多文化都市八戸推進事業補助金の交付を受けているもの (1) 外部アーティスト等の出演料 (2) 消耗品購入費、通信連搬費 (郵送・運送料等。電話・インターネット・データ通信料等は対象外。)、口刷製本費、機材等賃借料、保険料、広告料など事務費 (3) 著作権使用料 (4) 会場使用料 (5) その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの ※1 対象経費の確認のため実績報告書に領収書を添付して頂きます。 ※2 事業に係る収入がある場合は、その金額を補助対象経費の合計額から差し引いた金額を補助対象経費の合計額とみなします。 ※3 申請者自身や申請団体のメンバーへの出演料・謝礼等は対象外となります。 ※4 令和3年4月1日以降に支払いをした経費が対象となります。(会場使用料を除く) 視察旅費、交際費(土産、祝儀等)、食糧費、備品購入費、手数料、参加者各自に帰属するもの(記念品、記念写真等)、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他交付対象としてふさわしくないと認められるもの 対象経費又は100,000円のいずれか低い額 ※算出額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。 ※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が		参加や鑑賞が可能なもの
(3) 公序良俗に反するもの (4) 多文化都市八戸推進事業補助金以外に、八戸市から補助金又は助成金等の交付を受けているもの (5) 市民への公開を前提としないもの (6) 同一事業(市長が同一と認める事業を含む。)について、過去3回多文化都市八戸推進事業補助金の交付を受けているもの (1) 外部アーティスト等の出演料 (2) 消耗品購入費、通信運搬費(郵送・運送料等。電話・インターネット・データ通信料等は対象外。)、印刷製本費、機材等賃借料、保険料、広告料など事務費 (3) 著作権使用料 (4) 会場使用料 (5) その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの ※1 対象経費の確認のため実績報告書に領収書を添付して頂きます。 ※2 事業に係る収入がある場合は、その金額を補助対象経費の合計額から差し引いた金額を補助対象経費の合計額とみなします。 ※3 申請者自身や申請団体のメンバーへの出演料・謝礼等は対象外となります。 ※4 令和3年4月1日以降に支払いをした経費が対象となります。(会場使用料を除く) 補助の対象と ならない経費 補助の対象と ならない経費 補助金の額 ※算出額に1,000 円をいずれか低い額 ※算出額に1,000 円のいずれか低い額 ※算出額に1,000 円を調が数があるときは、その端数を切り捨てます。 ※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が		(1) 営利を目的とするもの
(4) 多文化都市八戸推進事業補助金以外に、八戸市から補助金又は助成金等の交付を受けているもの (5) 市民への公開を前提としないもの (6) 同一事業(市長が同一と認める事業を含む。)について、過去3回多文化都市八戸推進事業補助金の交付を受けているもの (1) 外部アーティスト等の出演料 (2) 消耗品購入費、通信運搬費(郵送・運送料等。電話・インターネット・データ通信料等は対象外。)、印刷製本費、機材等賃借料、保険料、広告料など事務費 (3) 著作権使用料 (4) 会場使用料 (5) その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの ※1 対象経費の確認のため実績報告書に領収書を添付して頂きます。 ※2 事業に係る収入がある場合は、その金額を補助対象経費の合計額から差し引いた金額を補助対象経費の合計額とみなします。 ※3 申請者自身や申請団体のメンバーへの出演料・謝礼等は対象外となります。 ※4 令和3年4月1日以降に支払いをした経費が対象となります。 (会場使用料を除く) 視察旅費、交際費(土産、祝儀等)、食糧費、備品購入費、手数料、参加者各自に帰属するもの(記念品、記念写真等)、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他交付対象としてふさわしくないと認められるもの 対象経費又は100,000円のいずれか低い額 ※算出額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。 ※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が		(2)政治又は宗教活動を目的とするもの
(5) 市民への公開を前提としないもの (6) 同一事業(市長が同一と認める事業を含む。)について、過去3回多文化都市八戸推進事業補助金の交付を受けているもの (1) 外部アーティスト等の出演料 (2) 消耗品購入費、通信運搬費(郵送・運送料等。電話・インターネット・データ通信料等は対象外。)、印刷製本費、機材等賃借料、保険料、広告料など事務費 (3) 著作権使用料 (4) 会場使用料 (4) 会場使用料 (5) その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの ※1 対象経費の確認のため実績報告書に領収書を添付して頂きます。 ※2 事業に係る収入がある場合は、その金額を補助対象経費の合計額から差し引いた金額を補助対象経費の合計額とみなします。 ※3 申請者自身や申請団体のメンバーへの出演料・謝礼等は対象外となります。 ※4 令和3年4月1日以降に支払いをした経費が対象となります。(会場使用料を除く) 補助の対象とならない経費 (記念品、記念写真等)、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他交付対象としてふさわしくないと認められるもの 対象経費又は100,000円のいずれか低い額 ※算出額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。 ※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が	補助の対象と	(3) 公序良俗に反するもの
(5) 市民への公開を制張としないもの (6) 同一事業(市長が同一と認める事業を含む。)について、過去3回多文化都市八戸推進事業補助金の交付を受けているもの (1) 外部アーティスト等の出演料 (2) 消耗品購入費、通信運搬費(郵送・運送料等。電話・インターネット・データ通信料等は対象外。)、印刷製本費、機材等賃借料、保険料、広告料など事務費 (3) 著作権使用料 (4) 会場使用料 (5) その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの ※1 対象経費の確認のため実績報告書に領収書を添付して頂きます。 ※2 事業に係る収入がある場合は、その金額を補助対象経費の合計額から差し引いた金額を補助対象経費の合計額とみなします。 ※3 申請者自身や申請団体のメンバーへの出演料・謝礼等は対象外となります。 ※4 令和3年4月1日以降に支払いをした経費が対象となります。(会場使用料を除く) 補助の対象とならない経費 (清察旅費、交際費(土産、祝儀等)、食糧費、備品購入費、手数料、参加者各自に帰属するもの(記念品、記念写真等)、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他交付対象としてふさわしくないと認められるもの 対象経費又は100,000円のいずれか低い額 ※算出額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。 ※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が	ムシン・事業	(4) 多文化都市八戸推進事業補助金以外に、八戸市から補助金又は助成金等の交付を受けているもの
事業補助金の交付を受けているもの (1)外部アーティスト等の出演料 (2)消耗品購入費、通信運搬費(郵送・運送料等。電話・インターネット・データ通信料等 は対象外。)、印刷製本費、機材等賃借料、保険料、広告料など事務費 (3)著作権使用料 (4)会場使用料 (5)その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの ※1 対象経費の確認のため実績報告書に領収書を添付して頂きます。 ※2 事業に係る収入がある場合は、その金額を補助対象経費の合計額から差し引いた金額を補助対象経費の合計額とみなします。 ※3 申請者自身や申請団体のメンバーへの出演料・謝礼等は対象外となります。 ※4 令和3年4月1日以降に支払いをした経費が対象となります。(会場使用料を除く) 視察旅費、交際費(土産、祝儀等)、食糧費、備品購入費、手数料、参加者各自に帰属するもの(記念品、記念写真等)、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他交付対象としてふさわしくないと認められるもの 対象経費又は100,000円のいずれか低い額 ※算出額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。 ※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が	なりない事業 	(5) 市民への公開を前提としないもの
(1) 外部アーティスト等の出演料 (2) 消耗品購入費、通信運搬費(郵送・運送料等。電話・インターネット・データ通信料等 は対象外。)、印刷製本費、機材等賃借料、保険料、広告料など事務費 (3) 著作権使用料 (4)会場使用料 (5)その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの ※1 対象経費の確認のため実績報告書に領収書を添付して頂きます。 ※2 事業に係る収入がある場合は、その金額を補助対象経費の合計額から差し引いた金額を補助対象経費の合計額とみなします。 ※3 申請者自身や申請団体のメンバーへの出演料・謝礼等は対象外となります。 ※4 令和3年4月1日以降に支払いをした経費が対象となります。(会場使用料を除く) 視察旅費、交際費(土産、祝儀等)、食糧費、備品購入費、手数料、参加者各自に帰属するもの(記念品、記念写真等)、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他交付対象としてふさわしくないと認められるもの 対象経費又は100,000円のいずれか低い額 ※算出額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。 ※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が		(6)同一事業(市長が同一と認める事業を含む。)について、過去3回多文化都市八戸推進
(2) 消耗品購入費、通信運搬費(郵送・運送料等。電話・インターネット・データ通信料等は対象外。)、印刷製本費、機材等賃借料、保険料、広告料など事務費(3) 著作権使用料(4)会場使用料(5)その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの※1 対象経費の確認のため実績報告書に領収書を添付して頂きます。※2 事業に係る収入がある場合は、その金額を補助対象経費の合計額から差し引いた金額を補助対象経費の合計額とみなします。※3 申請者自身や申請団体のメンバーへの出演料・謝礼等は対象外となります。※4 令和3年4月1日以降に支払いをした経費が対象となります。(会場使用料を除く)視察旅費、交際費(土産、祝儀等)、食糧費、備品購入費、手数料、参加者各自に帰属するもの(記念品、記念写真等)、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他交付対象としてふさわしくないと認められるもの対象経費又は100,000円のいずれか低い額※算出額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が		事業補助金の交付を受けているもの
(は対象外。)、印刷製本費、機材等賃借料、保険料、広告料など事務費 (3) 著作権使用料 (4) 会場使用料 (5) その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの ※1 対象経費の確認のため実績報告書に領収書を添付して頂きます。 ※2 事業に係る収入がある場合は、その金額を補助対象経費の合計額から差し引いた金額を補助対象経費の合計額とみなします。 ※3 申請者自身や申請団体のメンバーへの出演料・謝礼等は対象外となります。 ※4 令和3年4月1日以降に支払いをした経費が対象となります。(会場使用料を除く) 補助の対象と 視察旅費、交際費(土産、祝儀等)、食糧費、備品購入費、手数料、参加者各自に帰属するもの(記念品、記念写真等)、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他交付対象としてふさわしくないと認められるもの 対象経費又は100,000円のいずれか低い額 ※算出額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。 ※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が		(1)外部アーティスト等の出演料
(3) 著作権使用料 (4) 会場使用料 (5) その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの ※1 対象経費の確認のため実績報告書に領収書を添付して頂きます。 ※2 事業に係る収入がある場合は、その金額を補助対象経費の合計額から差し引いた金額を補助対象経費の合計額とみなします。 ※3 申請者自身や申請団体のメンバーへの出演料・謝礼等は対象外となります。 ※4 令和3年4月1日以降に支払いをした経費が対象となります。(会場使用料を除く) 補助の対象と ならない経費 (2) 表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、表別で、		(2) 消耗品購入費、通信運搬費(郵送・運送料等。電話・インターネット・データ通信料等
(4) 会場使用料 (5) その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの ※1 対象経費の確認のため実績報告書に領収書を添付して頂きます。 ※2 事業に係る収入がある場合は、その金額を補助対象経費の合計額から差し引いた金額を補助対象経費の合計額とみなします。 ※3 申請者自身や申請団体のメンバーへの出演料・謝礼等は対象外となります。 ※4 令和3年4月1日以降に支払いをした経費が対象となります。(会場使用料を除く) 視察旅費、交際費(土産、祝儀等)、食糧費、備品購入費、手数料、参加者各自に帰属するもの(記念品、記念写真等)、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他交付対象としてふさわしくないと認められるもの 対象経費又は100,000円のいずれか低い額 ※算出額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。 ※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が		は対象外。)、印刷製本費、機材等賃借料、保険料、広告料など事務費
補助対象経費 (5) その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの ※1 対象経費の確認のため実績報告書に領収書を添付して頂きます。 ※2 事業に係る収入がある場合は、その金額を補助対象経費の合計額から差し引いた金額を補助対象経費の合計額とみなします。 ※3 申請者自身や申請団体のメンバーへの出演料・謝礼等は対象外となります。 ※4 令和3年4月1日以降に支払いをした経費が対象となります。(会場使用料を除く) 補助の対象と ならない経費 (土産、祝儀等)、食糧費、備品購入費、手数料、参加者各自に帰属するもの(記念品、記念写真等)、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他交付対象としてふさわしくないと認められるもの 対象経費又は100,000円のいずれか低い額 ※算出額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。 ※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が		(3)著作権使用料
※1 対象経費の確認のため実績報告書に領収書を添付して頂きます。 ※2 事業に係る収入がある場合は、その金額を補助対象経費の合計額から差し引いた金額を補助対象経費の合計額とみなします。 ※3 申請者自身や申請団体のメンバーへの出演料・謝礼等は対象外となります。 ※4 令和3年4月1日以降に支払いをした経費が対象となります。(会場使用料を除く) 補助の対象と ならない経費 初察旅費、交際費(土産、祝儀等)、食糧費、備品購入費、手数料、参加者各自に帰属するもの(記念品、記念写真等)、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他交付対象としてふさわしくないと認められるもの 対象経費又は100,000円のいずれか低い額 ※算出額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。 ※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が		(4)会場使用料
※2 事業に係る収入がある場合は、その金額を補助対象経費の合計額から差し引いた金額を 補助対象経費の合計額とみなします。 ※3 申請者自身や申請団体のメンバーへの出演料・謝礼等は対象外となります。 ※4 令和3年4月1日以降に支払いをした経費が対象となります。(会場使用料を除く) 視察旅費、交際費(土産、祝儀等)、食糧費、備品購入費、手数料、参加者各自に帰属する もの(記念品、記念写真等)、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他 交付対象としてふさわしくないと認められるもの 対象経費又は100,000円のいずれか低い額 ※算出額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。 ※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が	補助対象経費	(5) その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの
補助対象経費の合計額とみなします。 ※3 申請者自身や申請団体のメンバーへの出演料・謝礼等は対象外となります。 ※4 令和3年4月1日以降に支払いをした経費が対象となります。(会場使用料を除く) 補助の対象と ならない経費 初察旅費、交際費(土産、祝儀等)、食糧費、備品購入費、手数料、参加者各自に帰属するもの(記念品、記念写真等)、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他交付対象としてふさわしくないと認められるもの 対象経費又は100,000円のいずれか低い額 ※算出額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。 ※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が		※1 対象経費の確認のため実績報告書に領収書を添付して頂きます。
※3 申請者自身や申請団体のメンバーへの出演料・謝礼等は対象外となります。 ※4 令和3年4月1日以降に支払いをした経費が対象となります。(会場使用料を除く) 補助の対象と ならない経費 視察旅費、交際費(土産、祝儀等)、食糧費、備品購入費、手数料、参加者各自に帰属するもの(記念品、記念写真等)、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他交付対象としてふさわしくないと認められるもの対象経費又は100,000円のいずれか低い額※算出額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が		※2 事業に係る収入がある場合は、その金額を補助対象経費の合計額から差し引いた金額を
※4 令和3年4月1日以降に支払いをした経費が対象となります。(会場使用料を除く) 補助の対象と ならない経費 補助金の額 ※4 令和3年4月1日以降に支払いをした経費が対象となります。(会場使用料を除く) 視察旅費、交際費(土産、祝儀等)、食糧費、備品購入費、手数料、参加者各自に帰属する もの(記念品、記念写真等)、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他 交付対象としてふさわしくないと認められるもの 対象経費又は100,000円のいずれか低い額 ※算出額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。 ※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が		補助対象経費の合計額とみなします。
補助の対象と		
おらない経費 もの(記念品、記念写真等)、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他 交付対象としてふさわしくないと認められるもの 対象経費又は100,000円のいずれか低い額 ※算出額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。 ※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が		
交付対象としてふさわしくないと認められるもの 対象経費又は 100,000 円のいずれか低い額 ※算出額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。 ※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が	補助の対象と	
対象経費又は 100,000 円のいずれか低い額 ※算出額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。 ※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が	ならない経費	
補助金の額 ※算出額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。 ※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が		
#助金の額 ※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が		,
※申請時の補助対象経費の予算額よりも精算額が低い場合は、精算額に応じて補助金額が	補助金の額	,
減額される場合があります。		
		減額される場合があります。

申請方法	次に掲げる書類を提出してください。 (1) 交付申請書(第1号様式) (2) 団体概要書(第2号様式) (3) 事業計画書(第3号様式) (4) 収支予算書(第4号様式) (5) 同意書(未成年者個人又は未成年者が代表を務める団体が申請する場合)(第5号様式) (6) 構成員名簿(団体のみ) (7) 住民票の写し(団体の場合はその代表者のもの) ※八戸市民の場合 (8) 納税証明書(団体の場合はその代表者のもの) ※八戸市民の場合 (9) その他市長が必要と認める書類 ※(7) (8) について、市が公簿により、市民であること、市税に未納の額がないことを確
	認することに同意いただける場合は、添付を省略できます。(申請書にある「添付書類省略 に係る同意について」に記入が必要です。)
交付決定・通知等	多文化都市八戸推進事業補助金審査ワーキング会議の審査結果を基に対象事業を決定 <u>(4 件程度)</u> し、結果は文書にてお知らせします。(事業内容や活動計画等について、会議において聞き取りする場合があります。)
審査の基準	 ① 先駆性 新規性(これまでに市内で発表されていない等)、オリジナリティーや創造性がある事業であるか ② 計画性 事業の目的、内容、規模、体制が明確かつ適切で、運営・企画能力があり、実現可能な事業であるか ③ 発展性 今後新たな事業への発展性が期待される事業であるか ④ 公益性 市民に広く公開される等、多数の人々へ享受される事業であるか
実績報告	事業完了日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第9号様式)を提出していただきます。 ※添付書類 (1)事業記録報告書(第10号様式) (2)収支精算書(第4号様式) (3)その他(領収書・写真・チラシ・パンフレット、新聞記事等)
補助金の交付	実績報告書の提出を受けて補助金の額を確定した後、交付します。ただし、補助事業者から申請があり、必要があると認められる場合は、概算払いにより交付します。
その他	 (1)事業を変更(中止)等する場合は必要書類を提出していただきます。事業が中止となった場合は原則補助金の交付はありませんが、中止の理由によっては、中止が決定した時点で生じている対象経費の一部を交付できる場合があります。 (2)申請書類・資料等は返却いたしませんので御了承願います。 (3)本申請に要した費用は、申請者の負担とさせていただきます。 (4)申請者から取得した個人情報については、適切に管理し、当該事業への対応以外に使用することはありません。 (5)事業実施者(団体)、実施状況、実施結果等について、ホームページ等で公開する場合があります。 (6)ポスター・チラシを作成する場合は、多文化都市八戸推進事業補助金の交付対象事業であることを明記していただきます。また、校正の時点で八戸市から内容確認を受けてください。 (7)事業実施後、成果報告会にご出席いただく場合があります。

▼申請・問合せ先

八戸市 まちづくり文化スポーツ部 文化創造推進課 文化創造グループ (市庁別館6階) 住所:〒031-8686 八戸市内丸1-1-1 電話:43-9156 (直通)

▼第二次申請受付期間 令和3年9月1日(水)から10月29日(金)必着分まで

▼持参申請・問合せ受付時間 8時15分から17時00分まで (土・日・祝日は除く。)